

平成29年第 2 回定例会

(初 日)

平成29年 6 月 7 日

平成29年第2回平川市議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月7日（水）

午前10時04分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議員派遣第1号 議員の派遣について
- 第6 議案第62号 平川市教育委員会委員の任命について
議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第65号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第66号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第67号 平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第68号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第69号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第70号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第71号 工事の請負契約の一部変更について
議案第72号 工事の請負契約について
議案第73号 工事の請負契約について
議案第74号 市有財産の無償譲渡について
議案第75号 財産の取得について
議案第76号 訴えの提起について
議案第77号 平成29年度平川市一般会計補正予算案（第1号）
- 第8 報告第2号 放棄した私債権の報告について
報告第3号 専決処分した事項の報告について
・専決第1号 損害賠償額の決定及び和解の件について
・専決第2号 損害賠償額の決定及び和解の件について
・専決第3号 損害賠償額の決定及び和解の件について
・専決第5号 損害賠償額の決定について
報告第4号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて

- ・専決第 6 号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第 7 号 平川市税条例の一部を改正する条例
 - ・専決第 9 号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
 - 報告第 5 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
 - ・専決第 4 号 平成28年度平川市一般会計補正予算（第6号）
 - ・専決第 8 号 平成28年度平川市一般会計補正予算（第7号）
 - 報告第 6 号 平成28年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について
 - 報告第 7 号 平成28年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第 8 号 平成28年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 第9 請願第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
- 請願第 2 号 収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	欠

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時04分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回平川市議会定例会を開会いたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

また、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○議長

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、工藤秀一議員及び3番、福士 稔議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月2日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は本日7日から15日までの9日間と決定されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日7日から15日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第62号から議案第77号及び報告第2号から報告第8号の合計23件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、古川代表監査委員が、体調不良により本日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

監査委員より、平成29年1月から3月分の例月出納検査報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願、請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願、意見・要望書第1号市発注工事に関する要望書、平成28年度下半期平川市公営企業会計業務状況説明書、平成28年度平川市土地開発公社事業報告書及び収支決算書、平成29年度平川市土地開発公社会計予算書、平成29年第1回定例会以降の議会の諸般事項報告書についてそれぞれ配付しておりますので、御精読願います。

また、第20期碓ヶ関開発株式会社決算報告書、第21期碓ヶ関開発株式会社平成29年度予算書の追加提出があり、机上に配付しておりますので、御精読願います。

本会議に出席する者にタブレット等の持ち込みを許可しております。利用される議員及び説明者は、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えないよう、利用形態としていただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第62号平川市教育委員会委員の任命についてから報告第8号平成28年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書の報告につい

○市長
(長尾忠行)

てまでの23件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

平川市議会平成29年第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、一言申し上げます。

先ほどは齋藤政子議長、齋藤英仁議員に、全国市議会議長会による15年表彰が伝達されました。受賞されましたお二方には心からお祝いを申し上げますとともに、長年に渡って議員活動に御精励されておりますことに、深く敬意を表します。

さて、平成27年度より建設を進めておりました第2期平賀総合運動施設が竣工いたしました。

先般、齋藤議長始め多くの市議会議員の皆様に御同席いただく中、平川市陸上競技場並びに平賀多目的広場の落成式典を無事執り行うことができました。

当日はあいにく強風という天候ではありましたが、全国小学生陸上競技交流大会津軽南ブロック予選会を開催することができたところであります。また、休日には散策される親子連れや運動施設内をジョギングされる方など、多くの皆様に訪れていただいております。

今後は、競技力の向上、スポーツの推進はもちろんであります。健康づくりの面からも、この総合運動施設を利用した施策を検討してまいります。

一方、観光分野では、今年度より平川市観光協会が民間団体として独立し、活動をいただいております。

これまでも観光協会と連携しながら世界一の扇ねふたや盛美園などの市内名所を情報発信してまいりましたが、今後は官民が本市の観光振興の両輪となり、事業展開を図っていく必要があると考えております。

このような中で、5月には2名の地域おこし協力隊員を本市では初めて採用いたしました。1名は総務課広報広聴係へ、もう1名は平川市観光協会へ配属し、熱心に活動いただいております。

地域おこし協力隊員という、地域社会での新たな担い手にも参画いただきながら、既存の観光資源のさらなる魅力向上やインバウンドの市場拡大など、これまでの前例にとらわれない新たな発想も大事にしながら施策を展開してまいりたいと考えております。

今後も平川市の元気創出と市民の皆様に笑顔があふれ、くらし輝く平川市を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第62号平川市教育委員会委員の任命については、平川市教育委員

会委員の駒井優子氏の任期が平成29年6月10日をもって満了となりますので、再度、教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第63号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の小笠原昭治氏の任期が平成29年9月30日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

議案第64号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の山田君子氏の任期が平成29年9月30日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

次に、各条例案について御説明申し上げます。

議案第65号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例に基づき独自にマイナンバーを利用する場合における準用規定を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第66号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第67号平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、特別職、市議会議員及び職員等が公務により外国へ出張する際に支給される支度料について、過去に受給した者が再度外国へ出張する場合の支給方法を変更するため提案するものであります。

議案第68号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、教育・保育の提供を受ける際の手続きについて変更するものであります。

議案第69号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例を定めるものであります。

議案第70号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令、及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が、各条例案の概要であります。

議案第71号工事請負契約の一部変更については、平成28年第4回平川市議会定例会における議決を経て契約を締結した文化センター改修工事について契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号

の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。内容といたしましては、ホール及びエントランスホール吹抜の天井を耐震天井化するため2,104万円、多目的トイレへオストメイト設備を設置するため84万円等、合計で2,581万2,000円を追加するものであります。

議案第72号工事の請負契約について、及び議案第73号工事の請負契約についてにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得るため提案するものであります。

議案第72号につきましては、旧平川診療所解体撤去工事の請負契約について、小山内兼春特定建設工事共同企業体代表者、株式会社小山内組代表取締役小山内澄枝と3億3,642万円で契約を締結するものであります。

議案第73号につきましては、平賀学校給食センター増築改修工事の請負契約について、西村・せんだい特定建設工事共同企業体代表者、株式会社西村組代表取締役西村昭紘と6億3,720万円で契約を締結するものであります。

議案第74号市有財産の無償譲渡については、平成27年度に実施した地籍調査の再調査に伴い復元した水路を現在の土地使用者である17名に対して無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第75号財産の取得については、消防ポンプ自動車1台及び小型動力ポンプ積載車1台を取得するため、有限会社工藤ポンプ代表取締役工藤兼義と3,531万6,000円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得るため提案するものであります。

議案第76号訴えの提起については、碓ヶ関山神堂の市有地にあります旧縫製工場の相続財産管理人に対し建物収去土地明渡請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第77号平成29年度平川市一般会計補正予算案(第1号)について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ3,204万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ196億3,204万円とするものであります。

まず、歳入の主なものであります。18款繰入金に1,362万1,000円を追加したほか、20款諸収入に事業費の特定財源として世界一の扇ねぶた更新事業に対する助成金250万円、町会へのコミュニティ助成事業に対する助成金340万円を新規計上しております。

一方、歳出の主なものとしては、1款議会費ではペーパーレス化に伴うタブレット等の導入経費として469万9,000円を新規計上しております。

2款総務費では、碓ヶ関地域と平賀地域を結ぶ公共交通の運行経費として352万8,000円、松崎小学校学区におけるまちづくり運営組織設置推

進事業補助金100万円、尾上農村婦人の家補強改修工事設計業務委託料561万6,000円を新規計上しております。

6款農林水産業費では、大雪によるりんご樹枝折れ被害対策のため、補植用苗木の購入助成として雪害りんご樹緊急対策事業補助金848万4,000円を新規計上しております。

10款教育費では、葛川・光城町会に対するコミュニティ助成事業補助金340万円、10月1日開催予定の平川市スポーツデーにかかる経費として127万8,000円を新規計上しております。

以上が、一般会計補正予算案の主なる内容であります。

報告第2号放棄した私債権の報告については、平川市私債権の管理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、学校給食費の時効により1件、水道料金の時効により29件の私債権を放棄したことから、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第3号専決処分した事項の報告については、施設管理の瑕疵による事故の損害賠償額が決定したことから、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分しましたので、報告するものであります。

次に、報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第6号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置の拡充として被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる基準を改めるため、平川市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

専決第7号平川市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い平川市税条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要性が生じたため専決処分したものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税のグリーン化特例にかかわる適用期限の延長及び固定資産税の「わがまち特例」として、保育の受け皿整備の促進のため家庭的保育事業などにかかわる固定資産税の特例措置を追加することとしたことなどであります。

専決第9号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、及び児童福祉法の一部改正に伴い、市が定めるひとり親家庭等の給付対象者について引用する法律の名称及び条項を改め、平成29年4月1日から施行する必要があるため専決処分したものであります。

次に、報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第4号平成28年度平川市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、大雪により除雪経費に不足をきたすこと、また、平成23年度に分譲した住宅団地を買い戻す必要が生じたことなどから、平成29年3月21日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ2,473万3,000円を追加し、予算の総額を188億8,649万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでありますが、18款繰入金に2,473万3,000円を追加しております。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では平成23年度に分譲した新館住宅団地の1区画分について、買戻し特約条項により土地を買い戻すための公有財産購入費473万3,000円を計上しております。

8款土木費では、大雪による除雪経費の不足分として除雪委託料2,000万円を追加しております。

専決第8号平成28年度平川市一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、主に平成28年度予算の予算整理として編成するため、平成29年3月31日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ3億4,796万7,000円を追加し、予算の総額を192億3,446万5,000円とするものであります。その内容としまして、まず、繰越明許費として公務災害等死亡弔慰金、移住者住宅支援補助金、臨時福祉給付金給付事業の3事業について、繰越総額6,938万1,000円を追加いたしました。

次に、歳入の主なものでありますが、1款市税では市民税の個人現年分に9,641万5,000円、固定資産税では現年分と滞納繰越分を合わせ1,439万5,000円を追加し、市民税の法人現年分を902万1,000円を減額いたしました。

6款地方消費税交付金では1億6,925万6,000円の追加となり、10款地方交付税では特別交付税の決定により1億4,372万1,000円を追加しました。

14款国庫支出金では、事業費の確定に伴い民生費国庫負担金の施設型給付費1,312万5,000円を減額し、15款県支出金においても、同様に民生費県負担金の施設型給付費671万3,000円を減額いたしました。

17款寄附金では、ふるさと納税1,226万8,000円を追加しております。

18款繰入金では、財政調整基金から6,918万4,000円を減額いたしました。

21款市債では、事業費の確定に伴い総合運動場整備事業債を3,750万円減額いたしました。

以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では、公共施設等整備基金

積立金へ4億8,929万6,000円を追加し、3款民生費では、施設型給付費の事業費の確定により3,000万円を減額、4款衛生費では、事業費の精査により健診等委託料を600万円減額いたしました。

8款土木費では、宅地開発への助成である民間宅地開発事業補助金について実績がなかったことから、1,085万6,000円を減額しております。

10款教育費では、小・中学校の部活動等の経費に対する学校教育振興会補助金378万4,000円を減額いたしました。

以上が、歳出の主な内容であります。

報告第6号平成28年度平川市一般会計継続費繰越計算書の報告について、その報告理由を御説明いたします。

本報告にかかわる平賀東小学校及び猿賀小学校改築事業については、平成28年度から平成31年度まで継続費を設定し、また、文化センター大規模改修事業については、平成28年度から平成29年度まで継続費を設定し、事業を進めてまいりました。

これらの事業について、平成28年度の支出額を除く残額について、逐次繰越いたしましたので、別紙「継続費繰越計算書」を調製のうえ、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第7号平成28年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その報告理由を御説明いたします。

本報告は平成28年度平川市一般会計補正予算として御承認いただきました繰越明許費による繰越計算書であります。その主な内容につきましては、国の経済対策に係る臨時福祉給付金給付事業、林道整備に係る合板・製材生産性強化対策事業のほか、放課後児童クラブ整備事業、新館野木和町居線道路改良事業など合わせて9事業で、繰越総額が2億2,293万2,000円となっております。その財源としましては、国庫支出金や地方債の未収入特定財源として1億7,817万7,000円、そして翌年度に繰り越すべき財源として、一般財源が4,475万5,000円となっております。

以上のことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙「繰越明許費繰越計算書」を調製しましたので、報告するものであります。

報告第8号平成28年度平川市学校給食センター特別会計継続費繰越計算書について御報告いたします。

本報告にかかわる平賀学校給食センター増改築事業については、平成28年度から平成30年度まで継続費を設定し、事業を進めてまいりました。

この事業について、平成28年度の予算額全額について逐次繰越いたしましたので、別紙「継続費繰越計算書」を調製のうえ、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職を始め関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思っております。

議員の皆様には慎重御審議のうえ、原案どおり御議決並びに御同意賜

りますようお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配付しております議員派遣第1号のとおり議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

議員派遣第1号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号については、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議員派遣の内容について変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第6、人事案件に入ります。

議案第62号から議案第64号までの3件について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は、直ちに審議することに決定いたしました。

議案第62号平川市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第62号平川市教育委員会委員の任命について採決します。

議案第62号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、同意することに決定いたしました。

議案第63号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第63号人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。
議案第63号について、同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第63号については、同意することに決定いたしました。
議案第64号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議
ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第64号人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。
議案第64号について、同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第64号については、同意することに決定いたしました。
日程第7、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託一覧表(案)について、お手元に配付し
てありますので、御参照願います。
議案第65号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案から議案
第77号平成29年度平川市一般会計補正予算案(第1号)までの合計13件
を一括議題とし、これより質疑に入ります。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
18番、田中議員。
はい、18番、田中です。
議案第75号財産の取得について、工藤ポンプというのは、所在地をお
知らせください。
総務部長。
所在地ということのお尋ねでございます。まず、消防ポンプ車は西猿
賀でございます。それから、小型動力ポンプ……。
(「聞いたことだけ答えて」と呼ぶ者あり)
- 総務部長 はい。以上であります。
(齋藤久世志)
- 総務部長 (齋藤久世志)
(「所在地」と呼ぶ者あり)
- 議長 田中議員、もう一度お願いします。
○18番 工藤ポンプの所在地です。住所。
(田中友彦議員)

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。
弘前市高崎1丁目6番地6にございます。

○議長

ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第65号から議案第77号までの合計13件は、お手元に配付しております付託一覧表(案)のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって……はい、18番、田中議員。

○18番
(田中友彦議員)

この議案の進行について。ちょっと65号から77号までってか、間飛んでるんですよね。間飛んだものを一括で言うのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。次、65号から77号までっていうのは、連番の場合言うべきであって、離れた番号がある場合はちょっと変なやり方になってしまいますよ。

○議長

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員から質問がありましたが、議案第65号から議案第77号までは付託一覧表に常任委員会の名前を提示しておりますので。よろしいでしょうか、田中議員。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長

それでは、議案第65号から議案第77号までの合計13件は、お手元に配付しております付託一覧表(案)のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの13件は、付託一覧表(案)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、報告案件に入ります。

報告第2号放棄した私債権の報告について、報告第3号専決処分した事項の報告について、報告第6号平成28年度平川市一般会計繰越費繰越計算書の報告について、報告第7号平成28年度平川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第8号平成28年度平川市学校給食セ

ンター特別会計継続費繰越計算書の報告についての5件を一括議題といたします。

報告内容につきましては、先ほど市長より説明がありましたので、報告第2号は平川市私債権の管理に関する条例第11条第2項、報告第3号は地方自治法第180条第2項、報告第6号及び報告第8号は地方自治法施行令第145条第1項、報告第7号は地方自治法施行令第146条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

報告第4号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

専決第6号、専決第7号及び専決第9号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

次に、専決第6号、専決第7号及び専決第9号の3件について、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、専決第6号、専決第7号及び専決第9号の3件について、一括採決いたします。

ただいまの3件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件については承認することに決定いたしました。報告第5号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

専決第4号及び専決第8号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、ただいまの2件は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。
- 次に、専決第4号及び専決第8号の2件について、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。
- これより質疑に入ります。
質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
4号と8号でございます。
いまは4号と8号の2件について。
10番、原田議員。
- 10番 (原田 淳議員) 専決第4号について、ちょっとお聞きいたします。
住宅団地の買い戻しということで、先ほど市長の説明がございましたけども、新館分譲ということみたいですけども、どうして買い戻しすることになったのか、お聞かせください。
- 議長 総務部長。
○総務部長 (齋藤久世志) お答えいたします。
当時、この住宅団地5区画を分譲したわけなんですけれども、1区画、5区画すべてに買い戻しの特約がついてございました。その買い戻しの特約というのは、5年以内に住宅を建ててくださいというこの特約がついておりましたけども、その1件の方は履行することなく、本人からその買い戻しの申し出がございましたので、ここに専決させていただいたということでございます。
- 議長 原田議員。
○10番 (原田 淳議員) 買い戻ししたというこの金額は、そのままの金額で買い戻したということですか。売った金額と買い戻した金額は同じということですか。
- 議長 総務部長。
○総務部長 (齋藤久世志) お答えします。実はこの買い戻しの際には1割の、10%の違約料が含まれてございまして、その分を差引いた形で買い戻しいたしております。なお、この土地については、いまこれから新たにまた募集の事務手続きを進めようということではいま進んでございます。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
9番。
- 9番 (石田昭弘議員) いまのに関連しますけれども、よろしいでしょうか。新しく売り出すと言いましたけども、これに対しても特約つくんでしょうか。これに関してお答えください。
- 議長 総務部長。
○総務部長 (齋藤久世志) 今回の売り出しにつきましては、買い戻しの特約はつけない方針でいま考えてございます。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。

○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

いまの特約つけないということで販売するというこのようですけども、どのような理由で。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

お答えいたします。ここの地価については、当初より価格が下がっている事情がございます。ただ、その人口定住は、拡大するうえでは必要な施設であるということで、その価格の、まずはスタートをですね、前回と同じ金額で売り出そうということで一応考えてございます。要は、その坪単価も結構安いわけですし、結構人気もあるのであるということ、当面は売ることを前提に建物を、経済的な事情もございまして、なかなかその5年以内というそういった条項をつけることでなかなか売れないことも想定されますので、いまのところは当面販売することを前提としてつけない方向で考えてございました。以上であります。

○議長

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

この面積は何平米あるのかということと、ここのところは、もついろいろの特約が出ていたんじゃないでしょうか。例えば野菜をつくったり、ちょっと農業に親しむような、そういうことでも記憶しておりましたが、新館のすぐその所でしょ。はい、お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

まず、面積でございますけども、496.06平方メートル、約150坪でございます。以前は農園というか学校農園でしたか、ちょっとそういう記憶あるんですけども、そこをそういうふうな用途で使わなくなって、遊休の敷地であったので、そこに人口を定住させようという政策のもとに開発した経緯がございました。当時は抽選でということで、なかなか一区画だったかな、ちょっと出なかった時期もあったんですけども、運よくすべての区画が埋まって住宅が建つ段になって安堵しておったんですけども、なかなかその1軒につきましては売れなかったというふうなこと、建てられなかったという事情がございましたので、今回また再度挑戦したいということでの考えでございます。以上であります。

○議長

17番、齋藤議員。

○17番
(齋藤律子議員)

それでは現状の利用状況、当初の売り出したときの平川市の条件、そういうことに対して現状の利用状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

現状の利用状況と申しまして、5区画のうち4件はすべて住宅は建ててございます。ここの、建ってますけども、その残っている敷地の利用状況ということでしょうか。だとすれば、いま更地になったまま、当時のままというか、特にどういうふうな状況かっていうのは確認、私はちょっといま確認してなかったんですけども、そのまま宅地の更地のままだと理解しておりました。

○議長

ほかに御質疑ありませんか。

- 12番、大川議員。
- 12番
(大川 登議員) 8款の土木費ですが、宅地開発の助成金の補助金、結局実績がなかったというのは、要は、これたしか市街化区域のみという扱いでやってるものですから、市街化区域でそういうことができるところが非常に少ないもので、どうしてもこうなってしまうわけです。
- この市街化区域、これを広げる、例えばこの助成金の市街化区域という限定を取り外すというところまでいなくても、少し広げていくような形はとれないものかなというふうにして考えておるのですが、いかがでしょうか。
- 議長 ちよっと待ってください。専決4号と8号の……。
- (「8号に関して」と呼ぶ者あり)
- 議長 答弁願います。
- 建設部長。
- 建設部長
(木村雅博) ただいまの平川市民間宅地開発支援事業の内容について御説明いたします。
- まずは、今回最終補正で全額1,085万6,000円を減額しているところでございます。これについては、28年度実績がなかったということで減額をいたしました。29年度につきましても一応同じく、まず市街化区域に対して宅地開発支援事業として2件ほどの申し込みがあることを予想し、同じく予算措置をしているところでございます。
- いま言われました、大川議員が市街化区域からさらにこの支援事業について、拡大についてお考えはないのかということでございますが、まずは29年度の経緯を見ながら、要するにこの支援事業に対して、要するに申し込み、そのようなものが、要するに都市計画区域等について申し込みが、そういう御意見が数多くあるとかそういうことが数多くあれば、今後その拡大について考えていきたいというふうに思います。ここでは要するに拡大できるかということについてはちよっと……。以上です。
- 議長 ほかに御質疑ありませんか。
- 15番、工藤竹雄議員。
- 15番
(工藤竹雄議員) 専決8号の7ページであります。これ繰越明許費の補正、これ後でまた報告で出てくるんですけども、いわゆるこの公務災害死亡弔慰金、特にここを尋ねたいんですけども、これはどういうふうにいまなってるのかってばなかなか言いづらい部分もあるんだろうけども、普通で言うともうとっくに終わってなければならぬ部分ではないのかなあと私そういうふうを考えざるを得ないんですけども、説明、答弁できる範囲でいいから、ちよっといただけませんか。
- 議長 総務部長。
- 総務部長
(齋藤久世志) お答えいたします。この継続費、繰越明許費補正の7ページでございますが、公務災害等死亡弔慰金につきましては、実は公務災害の認定が3月31日付で認定されてございました。そのようなことから、専決で繰

越明許費を制定させていただきました。

請求の手続きについては、4月のおしまいころに請求がございまして、支払いの事務手続きをしているところでございます。以上であります。

○議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、専決番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

それでは、専決第4号及び専決第8号の2件について一括採決いたします。

ただいまの2件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件は、承認することに決定いたしました。

日程第9、請願の趣旨説明に入ります。

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願及び請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願の2件を一括議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

17番、齋藤律子議員、登壇願います。

齋藤律子議員。

（齋藤律子議員登壇）

○17番

17番、齋藤律子です。

（齋藤律子議員）

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

今年も田植えが終わり、秋の収穫に期待をはせるこの時期、稲作農家からいつまで米をつくることができるのか、また、米づくりをやめたいという声が方々から聞こえています。

請願趣旨にもありますように、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは米をつくり続けられない。」という状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけでなく米流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で、政府は農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機になると言われています。

平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対し、生産に要する費用と販売価格との差額を基本的に交付する直接支払いが行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支

えてきました。

平成25年度からは経営所得安定対策に切り替わり、米については26年度産から10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し続けています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

請願の趣旨でも述べておりますが、請願第1号はいまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと訴えています。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めています。

以上の趣旨から、平川市議会でも、請願事項である1. 農業者戸別所得補償制度を復活させることについての意見書を満場一致で採択をし、政府関係機関に提出して下さるよう、心からお願いを申し上げます。請願第1号の説明とします。

続いて、請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願について、趣旨説明を行います。

請願の題目にもある戸別所得補償の復活の文言については、請願第1号との関連から省略をいたします。

政府は今年の3月に農業災害補償法の一部を改正する法律案を国会へ提出し、法案成立後周知期間を経て、平成31年度からいわゆる収入保険制度として実施する予定です。この制度は、収入保険と同時に農業災害補償制度を見直し、いずれかを選択するものとなっています。

収入保険とは、対象となるのはみずから生産している農産物の販売収入全体で、農業者ごとの収入減少を補填します。米だけ、リンゴだけ、野菜だけとはならないそうです。

収入保険は過去5年間の平均収入を基準収入とし、当年の収入が基準収入の9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を補填する仕組みです。そのため価格が下がり続ければ基準収入も下がり続け、保険金が支払われることのない底なし沼の制度であると言われていています。米の安定生産を確保する米価の下支えにはならない内容となっています。

さらに、現在2割しか対象者がいない青色申告を加入条件に加え、その理由として青色申告でなければ収入が把握できないとしています。掛け金も一律ではなく、保険適用が続けば掛け金が上昇する可能性があることなど、およそ経営安定対策にはほど遠いものです。

また、収入保険を選択しない場合の農業共済制度については、その見直しの中で、果樹共済では暴風雨、ひょう害、凍霜害など特定の災害に限定した「特定危険方式」を廃止すること、水稻共済の「当然加入」を

廃止し、任意加入にするとしています。

約40%の生産者が加入している青森県のりんご共済を例にとれば、すべての自然災害・病害虫、鳥獣被害等を対象とした「総合方式」への加入が戸数201戸、面積23,664.4平方メートルにとどまっているのに対し、「特定危険方式」の加入は圧倒的に多く、戸数6,940戸、面積802,432.0平方メートル、戸数、面積ともに97%となっています。生産者が経済的負担と災害のリスクを勘案して選択している「特定危険方式」を廃止して「総合方式」に一本化することはサービスの向上とはほど遠く、経営安定対策になり得ません。

果樹共済の「特定危険方式」と水稲共済の「当然加入」を廃止すれば、加入者はともに半減し、共済組合の運営自体も困難になると懸念されています。

戸別所得補償制度の復活が2018年以降の米づくりを継続し、土地利用型農業でも新規就農者を受け入れていける条件をつくります。果樹共済の特定危険方式を廃止するのではなく、加入しやすい制度に変えて加入率を引き上げていくことが求められているのではないのでしょうか。

以上の趣旨から、請願事項である1. 収入保険ではなく、戸別所得補償の復活で「不足払い」の仕組みを確立すること、2. 果樹共済の「特定危険方式」を廃止せず、加入しやすい共済にすること、このことを、平川市議会としても満場一致で採択をし、政府関係機関に意見書を提出するよう、心から強くお願いを申し上げます。

以上、請願第2号の趣旨説明とさせていただきます。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

以上で、紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

ただいまの2件は、会議規則第141条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、お諮りいたします。

8日は議案熟考のため、9日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、8日、9日は本会議を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時25分 散会